

最低制限価格の見直しについて

最低制限価格の設定に関して、令和6年6月1日以降の公告分から、下記のとおり見直します。

● 工事

配水管工事・土木工事等	
土木一式（配水管工事）	直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90%＋一般管理費等× <u>68%</u>
土木一式	
舗装	
造園	
とび・土工・コンクリート	
管	
その他の土木工事積算大系により算出された土木工事等	
水管橋製作・架設工	
直接製作費×97%＋間接労務費×90%＋（工場管理費＋設計技術費）×90%＋直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋（現場管理費＋据付間接費）×90%＋一般管理費等× <u>68%</u>	
機械・電気設備工事等	
機械器具設置	機器費×85%＋直接工事費×97%＋共通仮設費 [※] ×90%＋（設計技術費＋現場管理費＋据付間接費）×90%＋一般管理費等× <u>68%</u>
鋼構造物	
電気	
その他の機械・電気設備積算大系により算出された機械工事等	※共通仮設費＝共通仮設費率分＋共通仮設費の積上分

建築工事等	
建築一式	$(\text{直接工事費} \times 90\%) \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + (\text{現場管理費} + \text{直接工事費} \times 10\%) \times 90\% + \text{一般管理費等} \times \underline{68\%}$
電気	
解体	
管	
その他の建築工事積算大系により算出された建築工事等	

- ◎ 上記算式等により予定価格（税抜き）の80％に満たない場合は80％とし、92％を超える場合は92％とします。
- 最低制限価格については、万円未満を切り捨てた額とします。
- スクラップ評価額が計上されている場合は、上記算式により算出された合計額からスクラップ評価額を控除して算出するものとします。

● 測量・コンサルタント等

測量	直接測量費＋測量調査費＋諸経費×50％
建築設計	直接人件費＋特別経費＋技術料等経費＋諸経費×50％
土木設計 （用地調査業務、工損調査業務を含む。）	直接原価＋その他原価×90％＋一般管理費等×48％
地質調査	直接調査費＋間接調査費×90％＋解析等調査業務費×80％＋諸経費×48％ ※解析等調査業務価格を計上している場合は、本算式中、解析等調査業務費として算入しています。

- ◎ 上記算式等により予定価格（税抜き）の70％に満たない場合は70％とし、90％を超える場合は90％とします。
- 最低制限価格については、万円未満を切り捨てた額とします。
- 測量と土木設計の合冊など複合業務の場合は、業務ごとに積算（万円未満切捨て前）した合計金額の万円未満を切り捨てた額とします。